

# 越前市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年3月

# 目次

はじめに .....	- 3 -
第1部 新型インフルエンザ等対策行動計画の基本的な考え方 .....	- 6 -
第1章 計画の基本的な考え方 .....	- 6 -
1 根拠 .....	- 6 -
2 対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。） .....	- 6 -
3 計画の基本的な考え方 .....	- 6 -
4 計画の推進 .....	- 7 -
5 計画の改定 .....	- 7 -
第2章 新型インフルエンザ等対策の目的等 .....	- 8 -
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的 .....	- 8 -
1 感染拡大の抑制、市民の生命及び健康の保護 .....	- 8 -
2 市民生活及び地域経済に及ぼす影響の最小化 .....	- 8 -
第2節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点 .....	- 9 -
1 平時の備えの整理や拡充 .....	- 9 -
2 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え .....	- 10 -
3 基本的人権の尊重 .....	- 11 -
4 危機管理としての特措法の性格 .....	- 12 -
5 関係機関相互の連携協力の確保 .....	- 12 -
6 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応 .....	- 12 -
7 感染症危機下の災害対応 .....	- 12 -
8 記録の作成や保存 .....	- 13 -
第3節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担 .....	- 14 -
1 国の役割 .....	- 14 -
2 地方公共団体の役割 .....	- 15 -
➤ 県の役割 .....	- 15 -
➤ 市の役割 .....	- 16 -
3 医療機関の役割 .....	- 16 -
4 指定地方公共機関の役割 .....	- 16 -
5 登録事業者の役割 .....	- 16 -
6 一般の事業者の役割 .....	- 17 -
7 市民の役割 .....	- 17 -
第3章 発生段階等の考え方 .....	- 18 -
1 発生段階の考え方 .....	- 18 -
2 各段階の概要 .....	- 18 -

第4章 新型インフルエンザ等対策の項目と横断的視点 .....	20
1 主な対策項目 .....	20
2 対策項目ごとの基本理念と目標 .....	20
3 複数の対策項目に共通する横断的な視点 .....	25
第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組 .....	28
第1章 実施体制 .....	28
第1節 準備期 .....	28
第2節 初動期 .....	30
第3節 対応期 .....	32
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション .....	35
第1節 準備期 .....	35
第2節 初動期 .....	38
第3節 対応期 .....	40
第3章 まん延防止 .....	44
第1節 準備期 .....	44
第2節 初動期 .....	45
第3節 対応期 .....	46
第4章 ワクチン .....	50
第1節 準備期 .....	50
第2節 初動期 .....	53
第3節 対応期 .....	54
第5章 保健 .....	57
第1節 準備期 .....	57
第2節 初動期 .....	59
第3節 対応期 .....	60
第6章 物資 .....	62
第1節 準備期 .....	62
第2節 対応期 .....	63
第7章 市民生活及び地域経済の安定の確保 .....	64
第1節 準備期 .....	64
第2節 初動期 .....	66
第3節 対応期 .....	67
発生段階別の主な対応一覧.....	71
用語集 .....	72

はじめに

はじめに

## 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性<sup>1</sup>の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性<sup>2</sup>が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定地方公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

---

<sup>1</sup>「感染性」は、学術的には「病原体が対象に感染する能力とその程度」のことを指す用語であるが、政府行動計画と同様に本計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が対象に感染する能力とその程度および感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」のことを指す言葉として用いている。なお、学術的には、「感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」を指す用語として「伝播性」が使用される。

<sup>2</sup>「病原性」は、学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、政府行動計画と同様に本計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質および病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」を指す用語として「毒力」が使用される。

はじめに

## 新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的

令和2年(2020年)1月に、我が国で最初の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)<sup>3</sup>(以下「新型コロナ」という。)の感染者が確認されて以降、新型コロナの感染が拡大する中で、人々の生命及び健康が脅かされ、経済や暮らしなど社会全般に重大な影響がもたらされた。この未曾有の感染症危機において、越前市(以下「市」という。)は国・県と連携し対策を講ずるとともに、市民・事業者・医療従事者等の尽力により、幾度もの感染の波を乗り越えてきた。

今般の越前市新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「市行動計画」という。)の改定は、措置法を始めとする法改正等に的確に対応するとともに、新型コロナの対応で積み重ねた知見や経験を踏まえ、いつ現れるとも知れない新たな感染症にも対応できる体制の構築を目指すものである。

本行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実現していく。

## 市行動計画の改定概要

市は、国や県の行動計画やガイドラインを踏まえ、平成21年(2009年)5月に「市行動計画」を、また、平成21年6月に「越前市新型インフルエンザ対策業務継続計画」を策定し、新型インフルエンザ対策を推進してきた。

平成25年(2013年)4月に特措法が施行されたことに伴い、新型インフルエンザ等対策政府行動計画(以下「政府行動計画」という。)が新たに作成されたことを踏まえ、平成26年(2014年)3月に市の行動計画を策定するとともに、令和2年(2020年)3月に「越前市新型インフルエンザ等業務継続計画」等を改定した。

今般、令和6年(2024年)7月に政府行動計画が抜本的に改定され、令和7年(2025年)3月に県の行動計画も改定されたことを受け、市においても、市行動計画の抜本改定を行うものである。

対象とする疾患についても、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等だけでなくその他の幅広い呼吸器感染症も念頭に置くこととした上で、記載を3期(準備期、初動期及び対応期)に分け、特に準備期の取組を充実させている。

---

<sup>3</sup> 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2(2020)年1月に、中華人民共和国から世界保健機関(WHO)に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。

はじめに

また、新型コロナへの対応（以下「新型コロナ対応」という。）で課題となった項目を独立させるなど、対策項目をこれまでの5項目から7項目に拡充し、記載の充実を図る。感染が長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波への対応や、ワクチンや治療薬の開発・実用化に応じた対策の機動的な切替えについても明確化する。

さらに、感染症に係る緊急事態に際して、速やかに事態を把握し、緊急かつ総合的な対応を行うため、市の初動対応についても本行動計画において明らかにする。

## 第1部 新型インフルエンザ等対策行動計画の基本的な考え方

### 第1章 計画の基本的な考え方

#### 1 根拠

本行動計画は、特措法第8条の規定に基づき策定する計画である。

#### 2 対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）

- (1) 新型インフルエンザ等感染症<sup>4</sup>
- (2) 指定感染症<sup>5</sup>（当該疾病にかかった場合の症状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- (3) 新感染症<sup>6</sup>（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

#### 3 計画の基本的な考え方

- (1) 政府行動計画、県行動計画に基づき、市における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や市が実施する対策を示すとともに、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性の強弱等の様々な状況下で対応ができるよう、対策の選択肢を示す。
- (2) 国、県、市、医療機関、指定地方公共機関、事業者及び市民の役割を示し、新型インフルエンザ等の対策が緊密に連携して推進されるようにする。
- (3) 市の地理的な条件、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会的状況、医療提供体制等も考慮しつつ、各種対策を総合的、効果的に組み合わせてバランスのとれた対策を目指す。

---

<sup>4</sup> 感染症法第6条第7項

<sup>5</sup> 感染症法第6条第8項

<sup>6</sup> 感染症法第6条第9項

## 第1部 新型インフルエンザ等対策行動計画の基本的な考え方

### 第1章 計画の基本的な考え方

#### 4 計画の推進

本行動計画には、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れていく。

また、新型インフルエンザ等の発生に備え、市は平時から教育・訓練・啓発の実施などを通して対応能力を高めるとともに、機動的に計画を検証し、必要に応じて修正を行っていくこととする。

#### 5 計画の改定

本行動計画の改定に当たっては、政府行動計画や県行動計画の改定を踏まえ、医療関係団体や感染症の専門家、経済団体、県等の代表等からの意見を聴取する。また、「越前市新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会」を開催し、全庁横断的な意見を聴き、計画の改定を行う。

## 第2章 新型インフルエンザ等対策の目的等

### 第1節 新型インフルエンザ等対策の目的

新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく<sup>7</sup>。

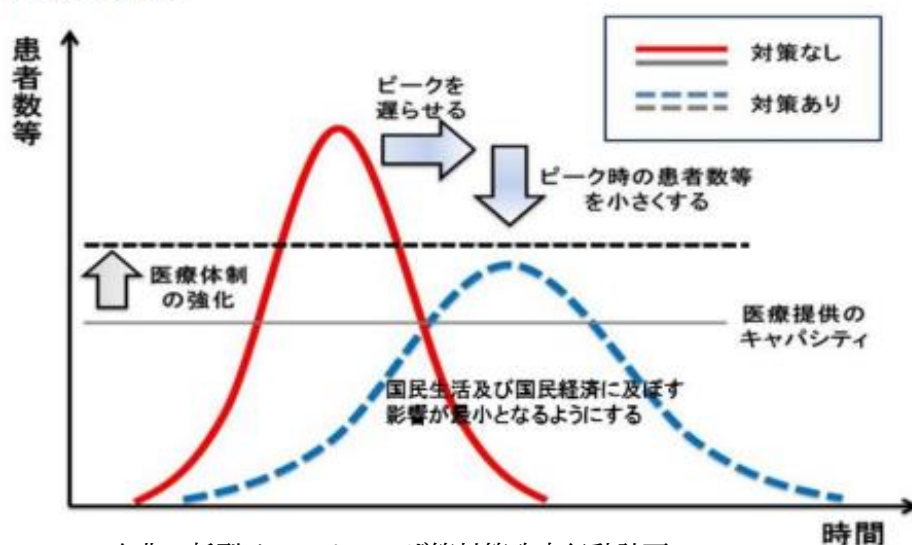
#### 1 感染拡大の抑制、市民の生命及び健康の保護

- (1) 感染拡大の速度を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備や治療薬・ワクチン製造のための時間を確保する。
- (2) 流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして医療提供体制への負担を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- (3) 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

#### 2 市民生活及び地域経済に及ぼす影響の最小化

- (1) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- (2) 市民生活及び地域経済の安定を確保する。
- (3) 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- (4) 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

<対策の概念図>



出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画  
ガイドライン（まん延防止に関するガイドライン）

<sup>7</sup> 特措法第1条

## 第2節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、国が定める基本的対処方針や県行動計画又は本行動計画に基づき、国、県、指定地方公共機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

### 1 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制づくりが重要である。このため、市は以下の(1)から(5)までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

#### (1) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に高い確率で起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

#### (2) 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後、速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

#### (3) 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を感染症対策に携わる関係者や市民等に広く共有するとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

#### (4) 医療提供体制、リスクコミュニケーション<sup>8</sup>等の備え

感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えについて県との連携のもと確認することをはじめ、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

---

<sup>8</sup> リスクコミュニケーションとは、個人、機関、集団間での情報や意見のやり取りを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念

(5) DXの推進や人材育成等

職員等の負担軽減、医療関連情報の有効活用、国と県及び市との連携の円滑化等を図るためのDXの推進や人材育成を進める。

なお、DXの推進に当たっては、AI（人工知能）技術などの新技術の進展や普及状況も注視しながら、関係者間の迅速かつ効率的な情報共有体制の整備や現場の負担軽減に資する技術の活用等を検討していく。

2 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

感染症拡大防止対策に当たっては、社会経済活動とのバランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び地域経済への影響を軽減させるとともに、市民が身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、市は以下の(1)から(5)までの取組により、感染状況等に応じ感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(1) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮し、可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、県と連携し、平時からそのためのデータ収集の仕組みや適時適切にリスク評価の仕組みを構築する。

(2) 医療提供体制と市民生活及び地域経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には県が予防計画及び医療計画に基づき医療提供体制の速やかな拡充を図ることになる。各段階における医療提供体制で対応できるレベルに感染規模を収めるべく、市は県と連携して感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。市は、国や県が実施するリスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける市民や事業者を含め、市民生活や地域経済等に与える影響にも十分留意する。

(3) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、県と連携

のもと適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。

(4) 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、国や県等が行うリスク評価等に応じて、県が目安等を示している場合は、当該目安等や国の方針を踏まえながら、適切な時期に対策の切替えを実施する。

(5) 市民等の理解や協力を求めるための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、子どもを含めた様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有を行うことが必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、市民等が適切な判断や行動をとれるようにする。特に、国や県がまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける市民や事業者等の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠をわかりやすく発信し、理解を求める。

### 3 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする<sup>9</sup>。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対してその意義や必要性等を十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、患者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者等の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人権の保護や士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

---

<sup>9</sup> 特措法第5条

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より大きな影響を受ける可能性がある社会的弱者への配慮に留意するなど、感染症危機においても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

#### 4 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症や指定感染症、新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチン・治療薬等による対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

#### 5 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部<sup>10</sup>は、政府対策本部及び県対策本部<sup>11</sup>と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市は、必要があると認めるときは、県に対して特措法に基づく新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

#### 6 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等<sup>12</sup>における対応

市は、県と連携し、感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

#### 7 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進めるとともに、避難所施設の確保等や自宅療養者等の避難のための情

---

<sup>10</sup> 特措法第34条

<sup>11</sup> 特措法第22条

<sup>12</sup> 入所系施設及び多くの者が共同で生活する施設等の、利用者の緊急的な移動が困難で、施設内で感染症患者が発生した際にハイリスクな施設を想定

## 第1部 新型インフルエンザ等対策行動計画の基本的な考え方

### 第2章 計画の基本的な考え方

報共有等の連携体制を整えること等を進める。また、発災時には、市は、県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

#### 8 記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、これを公表する。

第3節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

1 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定地方公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する<sup>13</sup>。また、国は世界保健機関（WHO）等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努める<sup>14</sup>とともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める<sup>15</sup>。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議<sup>16</sup>（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議<sup>17</sup>（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は新型インフルエンザ等対策推進会議<sup>18</sup>等の意

---

<sup>13</sup> 特措法第3条第1項

<sup>14</sup> 特措法第3条第2項

<sup>15</sup> 特措法第3条第3項

<sup>16</sup> 「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について」（平成23年9月20日閣議口頭了解）に基づき開催。

<sup>17</sup> 「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について」（平成16年3月2日関係省庁申合せ）に基づき開催する。

<sup>18</sup> 特措法第70条の2の2に規定する新型インフルエンザ等対策推進会議をいう。

見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

## 2 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する<sup>19</sup>。

### (1) 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関する確な判断と対応が求められる。

県は、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実施する。

こうした取組においては、県は保健所設置市や感染症指定医療機関<sup>20</sup>等で構成される福井県感染症対策連携協議会<sup>21</sup>（以下「連携協議会」という。）等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況について毎年度進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施、評価・分析し、改善を図る。

---

<sup>19</sup> 特措法第3条第4項

<sup>20</sup> 感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、政府行動計画上では「特定感染症指定医療機関」「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものとする。

<sup>21</sup> 感染症法第10条の2

## (2) 市の役割

市は、市民に最も近い行政単位であり、市民に対するワクチンの接種や、自宅療養を行う市民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時における高齢者や障がい者等の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。

## 3 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

## 4 指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき<sup>22</sup>、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

## 5 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

---

<sup>22</sup> 特措法第3条第5項

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める<sup>23</sup>。

## 6 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる<sup>24</sup>ため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うよう努める等、対策を行う必要がある。

## 7 市民の役割

市民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、感染症の流行状況等を踏まえ、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める<sup>25</sup>。

---

<sup>23</sup> 特措法第4条第3項

<sup>24</sup> 特措法第4条第1項及び第2項

<sup>25</sup> 特措法第4条第1項

## 第3章 発生段階等の考え方

### 1 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、発生段階の状況に応じて対策を講じることとしていることから、本行動計画の発生段階は、政府行動計画及び県行動計画と同様に、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

### 2 各段階の概要

#### （1）準備期

新型インフルエンザ等の発生前の段階では、地域における医療提供体制整備状況や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄状況の把握、ワクチンや治療薬に関する普及の状況等の確認、市民に対する啓発や市・企業による業務継続計画の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

#### （2）初動期（A）

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性<sup>26</sup>等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

#### （3）対応期（B, C-1, C-2, D）

対応期については、以下の四つの時期に区分する。

- ・封じ込めを念頭に対応する時期（B）
- ・病原体の性状等に応じて対応する時期（C-1）
- ・ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（C-2）
- ・特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（D）

---

<sup>26</sup> 薬剤感受性とは、感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性又は抵抗性）をいう。

第1部 新型インフルエンザ等対策行動計画の基本的な考え方  
 第3章 発生段階等の考え方

<発生段階及び各段階の概要>

段階	区分	区分の説明	概要
準備期	—	発生前の段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における医療提供体制整備状況や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄状況の把握、ワクチンや治療薬に関する普及の状況等の確認、市民に対する啓発や市・企業による業務継続計画の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。</li> </ul>
初期	A	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。</li> </ul>
対応期	B	封じ込めを念頭に対応する時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、県と連携して抗インフルエンザウイルス薬やプレパネミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。</li> </ul>
	C-1	病原体の性状等に応じて対応する時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたりリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。</li> </ul>
	C-2	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する）。</li> </ul>
	D	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口対策）に移行する。</li> </ul>

## 第4章 新型インフルエンザ等対策の項目と横断的視点

### 1 主な対策項目

本行動計画は、新型インフルエンザ等対策の二つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においてもわかりやすく、取り組みやすいものとするため、以下の7項目を行動計画の主な対策項目とする。

- (1) 実施体制
- (2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- (3) まん延防止
- (4) ワクチン
- (5) 保健
- (6) 物資
- (7) 市民生活及び地域経済の安定の確保

### 2 対策項目ごとの基本理念と目標

主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、以下に示す(1)から(7)までのそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

#### (1) 実施体制

感染症危機は市民の生命及び健康、市民生活及び地域経済に広く大きな被害を及ぼすことから、医療従事者や市民・事業者の協力の下、国や県、近隣自治体とも連携し、実効的な対策を講じていくことが重要である。

第1部 新型インフルエンザ等対策行動計画の基本的な考え方  
第4章 新型インフルエンザ等対策の項目と温暖的視点

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析及びリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

(庁内体制について)

新型インフルエンザ等の発生段階における庁内の対応体制は、次のとおりとし、準備期段階から対応体制の充実・強化や対応要員の能力維持向上に努める。

警戒体制会議（会長：副市長） 初動期（海外発生）

（越前市新型インフルエンザ等に関する対策本部及び警戒体制会議設置訓令第1条第1項第2号）

- ①海外で新型インフルエンザ等の発生が確認されたとき設置する。
- ②警戒体制会議は、新型インフルエンザ等に関し、次に掲げる事務を行う。
  - ア 病原性、感染性等に関するウイルスの特性の情報を提供すること。
  - イ 各部局における拡散防止に関する対策について点検すること。
  - ウ 前2号に掲げるもののほか、必要なこと。

対策本部（本部長：市長） 対応期（国内発生）

（越前市新型インフルエンザ等に関する対策本部及び警戒体制会議設置訓令第1条第1項第1号）

- ①国内で新型インフルエンザ等の発生が確認されたとき設置する。

関係法令等や市行動計画に基づき、必要な対策を講ずる。

  - ・対策本部の設置  
本部長は、必要に応じて市役所内に市対策本部を設置する。
  - ・緊急事態宣言下での対応  
関係部局と協力し、必要な措置を講ずる。

第1部 新型インフルエンザ等対策行動計画の基本的な考え方

第4章 新型インフルエンザ等対策の項目と温暖的視点

・ 対策本部の廃止

府対策本部及び県対策本部が廃止されたときは、速やかに市対策本部を廃止する。

②対策本部は、新型インフルエンザ等に関し、市民の健康被害を最小限にとどめるため、次に掲げる事務を行う。

- ア 感染のまん延を防止すること。
- イ 情報を収集し、これを伝達すること。
- ウ 危機対策を実施すること。
- エ 健康被害対策を図ること。
- オ 関係機関等と連携し、対策方法の調整を図ること。
- カ 業務の継続に関すること。
- キ 前各号に掲げるもののほか、必要なこと。

庁内体制（会議）

初動期（海外発生）

対応体制 （会議）	構 成 員
警戒体制 （警戒体制会議）	会 長：副市長 本 部 員：教育長、総合政策部長、総務部長、市民活躍推進監、市民福祉部長、産業観光部長、環境農林部長、建設部長、今立総合支所長、議会事務局長、教育委員会事務局長、南越消防組合消防長、南越清掃組合管理事務所長 事務局長：危機管理幹 事 務 局：健康増進課長、防災危機管理課長、経営戦略室長、財務企画課長、財産管理課長、各部局政策推進幹

対応期（国内発生）

対応体制 （会議）	構 成 員
対策本部体制 （対策本部会議）	本 部 長：市長 副本部長：副市長、教育長 本 部 員：総合政策部長、総務部長、市民活躍推進監、市民福祉部長、産業観光部長、環境農林部長、建設部長、今立総合支所長、議会事務局長、教育委員会事務局長、南越消防組合消防長、南越清掃組合管理事務所長 事務局長：危機管理幹 事 務 局：防災危機管理課長、健康増進課長、経営戦略室長、財務企画課長、財産管理課長、各部局政策推進幹

(2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、市は、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

(3) まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることによって、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。特に、有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。このため、市は県と連携して、県が国から示される対策の切替えの判断の指標に基づき行うまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の対策を速やかに取り入れる。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

(4) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。市は、県や医療機関、事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備しておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時には、国において、我が国における開発・生産はもとより、外国からの輸入、外国で開発された製品の国内生産等の全ての手段を通じて、安全で有効なワクチンの迅速な供給を行うとともに、市においても、接種に当たっては、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

(5) 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なることから、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

また、市域を越えたまん延の防止に向けては、県が行う新型インフルエンザ等の発生時における総合調整権限・指示権限の行使を想定しつつ、平時から主体的に対策を講ずることになる。

(6) 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、まん延防止対策やワクチン接種等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを最小限に抑えることが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

(7) 市民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び地域経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。

このため、市は国や県と連携しながら、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定地方公共機関は、業務計画の策定等の必要な準備を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、国が講ずる支援策等を踏まえ地域の実情等にも留意しながら、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

3 複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下の(1)から(3)までの視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項である。それぞれ考慮すべき内容は以下のとおりである。

- (1) 人材育成
- (2) 国、県との連携
- (3) DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

(1) 人材育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠である。

その際には、特に専門性の高い人材の育成を進めるとともに、多くの人々が感染症危機管理に携わる可能性があることも踏まえて、より幅広い人材を対象とした訓練や研修等を通じ人材育成を行い、感染症危機対応を行う人材の視野を広げる取組を行うことが重要である。

このほか、多くの職員が感染症危機管理に携わる可能性があることを踏まえて、新型コロナ対応の経験を有する者の知見を、他の職員にも共有する機会を設け、できる限り幅広い体制で新型インフルエンザ等に対応できるように備えることも重要

第1部 新型インフルエンザ等対策行動計画の基本的な考え方  
第4章 新型インフルエンザ等対策の項目と温暖的視点

である。災害対応等における全庁体制等のノウハウや知見の活用も行いながら、必要な研修及び訓練や人材育成を進める。

また、地域の医療機関等においても、県や市町、関係団体等による訓練や研修等により、新型インフルエンザ等への対応能力を向上させ、幅広い対応体制を構築するための人材育成を平時から進めることが期待される。

(2) 市、国及び県との連携

国や県との適切な役割分担の下、国が基本的な方針を定め、それを基に、県が感染症法や特措法に基づく措置の実施主体としての役割を担い、医療提供体制の確保等の対策の実施を地域の実情に応じて行う。市は、県と連携して感染拡大防止の対策を行うとともに、住民に最も近い行政として予防接種や市民の生活支援等の役割が期待されている。

新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、市は、国や県との連携体制を平時から整えておくことが不可欠である。また、新型インフルエンザ等の発生時は県や他の市町との連携、保健所間の連携も重要であり、こうした広域的な連携についても平時から積極的に取り組み、準備を行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生の初期段階からの迅速な対応を可能にするためには、新型インフルエンザ等に関するデータや情報の円滑な収集や共有・分析等が感染症危機の際に可能となることが求められる。このため、市は、平時から国や県との連携体制やネットワークの構築に努めるとともに、新型インフルエンザ等対策に当たっては、国や県との意見交換を進め、新型インフルエンザ等の発生時における対策の立案及び実施に当たって、対策の現場を担う立場から、必要に応じて県に意見を述べることが重要である。

(3) DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

近年、取組が進みつつあるDXは、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者

の連携強化が期待できるほか、研究開発への利用者等のデータの利活用の促進により、新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っている。

新型コロナの対応を踏まえ、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力を向上させていくことを目指し、医療DXを含め、感染症危機対応に備えたDXを推進していくことが不可欠である。

国はDX推進の取組として、接種対象者の特定や接種記録の管理等の予防接種事務のデジタル化及び標準化による全国ネットワークの構築、電子カルテ情報の標準化等を進めていくとともに、国と地方公共団体、各地方公共団体間、行政機関と医療機関等との間の情報収集・共有、分析の基盤を整備していくことが重要であるとしている。また、医療機関における発生届に係る入力業務の負担軽減等を図るため、電子カルテと発生届の連携に向けて検討を進めることとしている。

さらに、国はDX推進に必要な人材の育成やデータ管理の在り方の検討を進めるとともに、収集された情報の利活用の促進に向けた課題の整理や検討を進める。

こうした取組を進めていくに当たっては、視覚や聴覚等が不自由な方等にも配慮した、市民一人ひとりへの適時適切な情報提供・共有を行うことが重要であり、市も県や国と連携して対応を行う。

## 第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

### 第1章 実施体制

#### 第1節 準備期

##### 【目的】

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、全庁一体となった取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。

また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

##### 1-1 実践的な訓練の実施

市は、国や県の行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

##### 1-2 行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 市は、市行動計画を作成・変更する。その際には、あらかじめ感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く<sup>27</sup>。
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、市業務継続計画を作成・変更する。
- ③ 市は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修やタイムラインに基づく訓練等を実施するとともに、感染症対応部門と危機管理部門との連携強化や役割分担に関する調整を行う。

---

<sup>27</sup> 特措法第8条第7項及び第8項により準用する第7条第3項

## 第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

### 第1章 実施体制（準備期）

- ④ 市は、国や県等が養成する医療従事者や専門人材等を活用し、新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の養成を行う。

#### 1-3 国及び県等との連携の強化

- ① 国、県、市及び指定地方公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- ② 国、県、市及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関との情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

## 第2節 初動期

### 【目的】

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、市は、準備期等における検討等に基づき、必要に応じて越前市警戒体制会議を開催し、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

#### 2-1 新型インフルエンザ等の疑いを把握した場合の措置

国が国内外で新型インフルエンザ等の発生の疑いがあると判断した場合には、市が把握した情報を、速やかに関係部局や関係機関と情報共有し、市の初動対応についての検討を行う。

#### 2-2 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国が政府対策本部を設置した場合<sup>28</sup>や県が県対策本部を設置した場合、必要に応じて市は、警戒体制会議を設置する。警戒体制会議を設置した場合は、県と連携・協力しながら、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）の情報を共有し、各部局におけるまん延防止対策について確認する。
- ② 市は、国が政府行動計画に基づいて基本の方針を決定し、公示した場合には、これに基づき、新型インフルエンザ等対策を県や関係機関と連携し、的確かつ迅速に実施する。
- ③ 市は、必要に応じて人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。
- ④ 市は、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと国が判断した場合には、国の方針を踏まえ、感染症法等に基づく基本的な感染症対策を実施する。

---

<sup>28</sup> 特措法第15条

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組  
第1章 実施体制（初動期）

2-3 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行する<sup>29</sup>ことを検討し、所要の準備を行う。

---

<sup>29</sup> 特措法第70条の2第1項。なお、都道府県等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

### 第3節 対応期

#### 【目的】

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、持続可能な実施体制とすることが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び地域経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期にかつ少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

#### 3-1 基本となる実施体制の在り方

市対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

##### 3-1-1 対策の実施体制

- ① 市は、国内での新型インフルエンザ等が確認された時は市対策本部を設置する。対策本部を設置した場合は、県と連携・協力しながら、緊急事態に係る対策を実施する。
- ② 市は、感染症の規模その他の状況に応じて、感染症対策に関する部門の体制強化を図るとともに、新型インフルエンザ等対策における市の一体性の確保を図る。
- ③ 市は、市対策本部の設置に当たって、庁内から応援職員を招集し、新型インフルエンザ等対策の実施体制を迅速に構築するとともに、感染状況等に応じて、柔軟かつ機動的に体制の拡充等を図る。
- ④ 市は、県と連携し、市内の感染状況について、収集した情報やリスク評価を踏まえて、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。
- ⑤ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組  
第1章 実施体制（対応期）

3-1-2 県による総合調整

- ① 県は、県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県及び関係市町並びに関係指定地方公共機関が実施する県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行う<sup>30</sup>。
- ② 県は、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認めるときは、市町、医療機関、その他の関係機関に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措置その他これらの者が実施する措置に関し必要な総合調整を行う<sup>31</sup>

3-1-3 職員の派遣・応援への対応

- ① 市は、新型インフルエンザ等のまん延により当該市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行<sup>32</sup>を要請する。
- ② 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町又は県に対して応援を求める<sup>33</sup>。

3-1-4 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援<sup>34</sup>を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保<sup>35</sup>し、必要な対策を実施する。

---

<sup>30</sup> 特措法第24条第1項

<sup>31</sup> 感染症法第63条の3第1項

<sup>32</sup> 特措法第26条の2第1項

<sup>33</sup> 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

<sup>34</sup> 特措法第69条、第69条の2第1項ならびに第70条第1項および第2項

<sup>35</sup> 特措法第70条の2第1項。なお、都道府県等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組  
第1章 実施体制（対応期）

3-2 緊急事態措置の検討等について

3-2-1 緊急事態宣言の手續

市は、緊急事態宣言がなされた場合、直ちに市対策本部を設置する<sup>36</sup>。本市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う<sup>37</sup>。

3-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

3-3-1 市対策本部の廃止

市は、政府対策本部及び県対策本部が廃止されたとき<sup>38</sup>は、速やかに市対策本部を廃止する。

---

<sup>36</sup> 特措法第34条第1項。なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、市町村は特措法に基づかない任意の対策本簿を設置することは可能である。

<sup>37</sup> 特措法第36条第1項

<sup>38</sup> 特措法第25条

## 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

### 第1節 準備期

#### 【目的】

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、市は、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシー<sup>39</sup>を高めるとともに、市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーション（広報、相談窓口等）に基づいたリスクコミュニケーションができるよう、市民等の反応や必要としている情報を把握・整理し、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目や手段をあらかじめ定める。

#### 1-1 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

##### 1-1-1 感染症に関する情報提供・共有

市は、平時から国や県、J I H S等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、市民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、わかりやすい情報提供・共有を行う<sup>40</sup>。これらの取組等を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上する

---

<sup>39</sup> 健康に関する医学的・科学的な知識・情報を入手・理解・活用する能力（ヘルスリテラシー）の一環。

<sup>40</sup> 特措法第13条第1項

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組  
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション（準備期）

よう努める。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、関係部局等が連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、こどもに対するわかりやすい情報提供・共有を行う。

#### 1-1-2 偏見・差別等に関する啓発

感染症は誰でも感染する可能性があるもので、患者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者等が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について、市民に向けて啓発する<sup>41</sup>。

#### 1-1-3 偽・誤情報に関する注意喚起

市は、健康危機において、偽・誤情報の流布、さらにSNS等によって増幅されるインフォデミック<sup>42</sup>の問題が生じ得ることから、AI（人工知能）技術の進展・普及状況等を踏まえつつ、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する注意喚起を行う。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

これらの取組等を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

#### 1-2 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

市は、情報提供・共有の体制を以下のとおり整備する。

---

<sup>41</sup> 特措法第13条第2項

<sup>42</sup> 信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況。

1-2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて市民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。
- ② 市は、関係部局が一体的かつ整合的ないわゆるワンボイスでの情報提供・共有を行うことができるよう、その方法等について整理する。
- ③ 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、県や業界団体等を通じた情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ県や業界団体等との双方向の情報提供・共有の在り方を整理する。
- ④ 市は、国が定める感染症の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、県と連携して感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。

1-2-2 双方向のコミュニケーションの体制整備

- ① 市は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に実施できるよう、偽情報・誤情報の拡散状況を踏まえつつ、市民等の反応やニーズを的確に把握し、その上で、得られた知見を更なる情報提供・共有に活かす方法を整理し、感染症対策を進める体制を整備する。
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、市民等からの相談に応じるため、県と連携して相談窓口等の設置について準備する。

## 第2節 初動期

### 【目的】

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で最新の科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像がわかるよう、迅速にわかりやすく提供・共有する。その際、可能な限り市民等との双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、患者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有し、理解を求めるとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

### 2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、その時点で把握している科学的知見等に基づき、新型インフルエンザ等の特性、国内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。
- ② 市は、情報を一元的に管理し、市民等の情報収集の利便性向上のため、関係部局等の情報について、必要に応じて、市ホームページ等に集約し、閲覧できるようにする。
- ③ 市は、国や県、J I H S等と連携して、市民等に対し、感染症の特徴や発生状況等の科学的知見等について、わかりやすく情報提供・共有を行う。
- ④ 市は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、県や業界団体等を通じた情報提供・共有を行う。

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組  
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション（初動期）

- ⑤ 市は、国が定める新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、県と連携して感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。

2-2 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向や相談窓口等に寄せられた意見の把握等を通じて、市民等の反応やニーズを的確に把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。
- ② 市は、国の要請を踏まえ、県と連携して相談窓口等を設置する。
- ③ 市は、国や県から提供されたQ&Aを市ホームページ等で閲覧できるようにする。

2-3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

感染症は誰でも感染する可能性があるもので、患者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者等が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について、市はその状況等を踏まえつつ、適切に市民等に情報提供・共有する。

また、市は、国や県と連携し、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等も踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう適切に対処する。

### 第3節 対応期

#### 【目的】

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、市は、市民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるように、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速にわかりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り市民等との双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、患者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げになること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

#### 3-1 基本的方針

##### 3-1-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、その時点で把握している科学的知見等に基づき、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組  
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション（対応期）

- ② 市は、市民等の情報収集の利便性向上のため、関係部局等の情報について、必要に応じて、集約の上、総覧できる市ホームページを運営する。
- ③ 市は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、県や業界団体等を通じた情報提供・共有を行う。
- ④ 市は、国が定める新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を適切に行う。

3-1-2 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、市は、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向や相談窓口等に寄せられた意見等の把握等を通じて、市民等の反応やニーズを的確に把握し、可能な限り市民との双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。
- ② 市は、国の要請を踏まえ、県と連携して相談窓口等を継続する。
- ③ 市は、国や県から提供されたQ&Aを市ホームページ等において閲覧できるようにする。

3-1-3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

感染症は誰でも感染する可能性があるもので、患者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者等が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について、市はその状況等を踏まえつつ、適切に市民等に情報提供・共有する。また、市は、国や県と連携し、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等も踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、継続して適切に対処する。

3-2 国や県等が行うリスク評価に基づく方針の決定・見直しの周知

市は、病原性の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等が明らかになった状況に応じて、県と連携し、以下のとおり対応する。

### 3-2-1 封じ込めを念頭に対応する時期

- ① 国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階には、封じ込めを念頭に、感染拡大防止を徹底することが考えられる。その際、市民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、政策判断の根拠を丁寧に説明する。
- ② 感染に対する市民等の不安が高まり、患者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、市は、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、県が県民等に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める場合はそれらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であること等について、可能な限り科学的根拠等に基づいてわかりやすく説明を行う。

### 3-2-2 病原体の性状等に応じて対応する時期

#### 3-2-2-1 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価の分類に基づき、国が感染拡大防止措置等を見直すことが考えられる。その際、市民等が適切に対応できるよう、その時点で把握している科学的知見等に基づき、市が実施する感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、わかりやすく説明を行う。

#### 3-2-2-2 こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や市民等への協力要請の方法が異なり得ることから、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいてわかりやすく説明を行う。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り市民等との双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケー

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組  
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション（対応期）

ションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得られるよう努める。

3-2-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、丁寧に情報提供・共有を行う。また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる層がいることが考えられるため、可能な限り市民等との双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について理解・協力を得られるよう努めるとともに、順次、広報体制の縮小等を行う。

## 第3章 まん延防止

### 第1節 準備期

#### 【目的】

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。

また、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解促進に取り組む。

#### 1-1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- ① 市は、市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知・広報を行う。
- ② 市及び学校等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。  
また、自らの感染が疑われる場合は、県が整備する相談センター<sup>43</sup>に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。
- ③ 公共交通機関については、旅客運送を確保するため指定地方公共機関となるものであり、適切な運送を図る観点からは、当該感染症の症状のある者の乗車自粛や、マスク着用等の咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用の呼び掛け等が想定される。国が、その運行に当たっての留意点等について、調査研究の結果を踏まえ、指定地方公共機関に周知した際には、市は県とともに必要に応じて、指定地方公共機関に情報共有を行う等適切に対処する。

---

<sup>43</sup> 新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。新型インフルエンザ等の国内外での発生を把握した段階で、県や保健所設置市が早期に相談センターを整備する。

## 第2節 初動期

### 【目的】

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、市内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

#### 2-1 市内でのまん延防止対策の準備

市は、国内におけるまん延に備え、国からの要請を受けて、市業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

### 第3節 対応期

#### 【目的】

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護する。その際、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

また、市内の感染状況を踏まえた上で、国等が準備期で検討した指標やデータ等も活用しながら、緊急事態措置を始めとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、市民生活や社会経済活動への影響の軽減を図る。

#### 3-1 まん延防止対策の内容

まん延防止対策として実施する対策としては、以下のようなものがある。国及びJ I H Sによる情報の分析やリスク評価に基づき、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、変異の状況、感染状況及び国民の免疫の獲得の状況等に応じた、適切なまん延防止対策を講ずる。

なお、まん延防止対策を講ずるに際しては、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

#### 3-1-2 市民に対する要請等

##### 3-1-2-1 基本的な感染対策に係る要請等

市は、国及び県と連携し、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勘案し、必要に応じ、その徹底を要請する。

#### 3-1-3 事業者や学校等に対する要請

##### 3-1-3-1 事業者等に対する要請

市は、国の要請を踏まえ、県や関係機関と連携しながら医療機関、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等における感染対策を強化する。また、高齢者施設等の設置者に対し、県と連携し、新型インフルエンザ等についての情報提供を行い、利用者の感染拡大防止に努めるよう注意喚起を図るとともに、必要に応じて、臨時休業などの措置をとるよう要請する。

## 第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

### 第3章 まん延防止（対応期）

#### 3-1-3-2 公立小中学校等における対応

市は、新型インフルエンザ等の発生時は、学校医等と連携の下、次のとおり感染拡大防止策を講ずる。

- ① 市は、新型インフルエンザ等の疑い又は患していると診断された児童・生徒がいた場合、病院への受診をすすめ、自宅療養するとともに、学校に対して接触者の健康管理、消毒等の協力を求めるとともに、児童・生徒の咳エチケット、手洗い等、感染拡大防止に努めるよう要請する。
- ② 市は、患者等の集団発生がみられた場合は、学校において発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察、臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）等の措置を講ずるよう要請する。
- ③ 同じ地域内の学校での流行が確認された場合は、必要に応じ、学校行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講ずる。

#### 3-2 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

##### 3-2-1 封じ込めを念頭に対応する時期

市は、感染症指定医療機関等の医療資源には限界があること、新型インフルエンザ等の効果的な治療法が確立されていないこと、当該感染症に対する免疫の獲得が不十分であること等を踏まえ、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護するため、人と人との接触機会を減らす等の対応により封じ込めを念頭に対策を講ずる。

##### 3-2-2 病原体の性状等に応じて対応する時期

市は、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等に関する情報等に基づき、国及びJ I H Sによる分析やリスク評価の結果に基づき、以下の対応を行う。

また、病原体の性状等について、医療機関、高齢者施設等の重症化リスクの高い患者の治療等を行う施設に対して、県と連携して適期に情報提供を行う。

##### 3-2-2-1 病原性及び感染性がいずれも高い場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高く、また、感染性の高さから患者数の増加に伴い医療のひっ迫につながることで、大多数の市民の生命及び健康に影響を与え

るおそれがあることから、上記 3-2-1 と同様に、強度の高いまん延防止対策を講ずる。

#### 3-2-2-2 病原性が高く、感染性が低い場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高いが、感染拡大のスピードが比較的緩やかである場合は、基本的には県が行う患者や濃厚接触者への対応等を徹底することで感染拡大の防止を目指す。

#### 3-2-2-3 病原性が低く、感染性が高い場合

り患した場合のリスクは比較的低いですが、感染拡大のスピードが速い場合は、基本的には、上記 3-1 に挙げた対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施する。

#### 3-2-2-4 こどもや高齢者等が感染・重症化しやすい場合

こどもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい傾向がある等の特定のグループに対する感染リスクや重症化リスクが高い場合は、そのグループに対する重点的な感染症対策の実施を検討する。

例えば、こどもが感染・重症化しやすい場合については、学校や保育所等における対策がこどもに与える影響にも留意しつつ、対策を実施するとともに、保護者や同居者からの感染リスクにも配慮した対策を講ずる。

また、こどもの生命及び健康を保護するため、地域の感染状況等に応じて、公立小中学校の学級閉鎖や休校等を検討するとともに、県から、学級閉鎖や休校等の要請があった場合はこれに従う。それでも地域の感染状況が改善せず、こどもの感染リスク及び重症化リスクが高い状態にある場合等においては、県からの要請に応じ、公立小中学校や社会福祉施設等の使用制限等<sup>44</sup>を講ずることにより、感染拡大を防止することも検討する。

---

<sup>44</sup> 特措法第 45 条第 2 項

### 3-2-3 ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の開発や普及等により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、上記 3-1 に記載した対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を検討する。

なお、病原体の変異等により、病原性や感染性が高まる場合には、そのリスクに応じて、上記 3-2-2 に記載した考え方に基づき対策を講ずる。ただし、そのような場合においても、対策の長期化に伴う市民生活や社会経済活動への影響を勘案しつつ検討を行う。

### 3-2-4 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

市は、国や県と連携し、これまでに実施したまん延防止対策の評価を行い、必要に応じ、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を行う。

## 第4章 ワクチン

### 第1節 準備期

#### 【目的】

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを迅速に供給し、円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

また、ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、国及び県のほか、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。

#### 1-1 ワクチンの接種に必要な資材

市は、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

#### 1-2 ワクチンの供給体制

##### 1-2-1 ワクチンの流通に係る体制の整備

市は、県が国の要請を受けて、ワクチンの円滑な流通を可能とするため、県医師会、県内の卸売販売業者団体等の関係者と協議をするに当たり、これに協力し、体制を構築する。

##### 1-2-2 登録事業者の登録に係る周知

市は、県とともに、特定接種<sup>45</sup>について、国が事業者に対して登録作業に係る周知を行うに当たり、必要な協力を行う。

---

<sup>45</sup> 特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するために行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。特定接種の対象者となり得る者は、

- ① 医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

### 1-2-3 登録事業者の登録

市は、県とともに、国が登録事業者の登録を行うに当たり、必要な協力を行う。

## 1-3 接種体制の構築

### 1-3-1 接種体制

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう接種会場や接種に携わる医療従事者の確保について検討する。
- ② 市は、国の方針を踏まえ、市医師会等の関係機関と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を行う。

### 1-3-2 特定接種

登録事業者のうち特定接種の対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については、県又は市が実施主体となり、原則として集団的な接種により接種を実施することになるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。また、市は県とともに、国の要請を踏まえ、速やかな特定接種が実施できるよう準備を行うとともに、登録事業者に対して、必要な支援を行う。

### 1-3-3 住民接種

市は、国の方針を踏まえ、県と連携し、迅速な予防接種<sup>46</sup>等を実現するため、平時から以下のとおり準備を行う。

- ① 国等の協力を得ながら、市に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。
- ② 円滑な接種の実施のため、国が整備するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する地方公共団体以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。
- ③ 速やかな接種のため、市医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

---

<sup>46</sup> 予防接種法第6条第3項

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組  
第4章 ワクチン（準備期）

1-4 情報提供・共有

市は、予防接種の実施主体として、県や市医師会等の関係団体との連携の下に、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、国から情報提供・共有された新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方、接種後の副反応や健康被害等の基本的な情報、接種に係る差別等の防止について、ホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、市民等の理解促進を図る。

1-5 DXの推進

市は、国が構築する接種記録、ワクチンの分配、副反応報告等に係るシステム等を活用し円滑な接種につなげる。

## 第2節 初動期

### 【目的】

準備期に計画した接種体制等を活用し、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を速やかに収集するとともに、国における必要なワクチンの確保・供給を踏まえた体制を構築し、速やかな予防接種へとつなげる。

#### 2-1 ワクチンの接種に必要な資材

市は、予防接種に必要と判断し準備した資材について適切に確保する。

#### 2-2 接種体制の構築

##### 2-2-1 接種体制の準備

市は、国が示す新型インフルエンザ等に対する特定接種又は住民接種に関する実施方法、ワクチンの供給量、必要な資材等、接種の対象者・実施方法及び必要な予算措置等に関する情報提供に基づき、接種体制の立ち上げに向け必要な準備を行う。

##### 2-2-2 接種体制の構築

市は、関係機関等と協力して接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

##### 2-2-3 接種に携わる医療従事者の確保に係る検討

市は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、国や県と連携し、医療関係者に対して必要な協力の要請を行う。

### 第3節 対応期

#### 【目的】

市は、あらかじめ準備期に計画したワクチンの供給体制及び接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際のワクチンの供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の調整を行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

また、ワクチンを接種したことによる副反応等についても適切な情報収集・提供を行うとともに、健康被害が発生した場合に備え、救済制度の周知に努める。

#### 3-1 ワクチンや必要な資材の供給

- ① 市は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- ② 市は、国からの要請を受けて、ワクチンについて、市に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。
- ③ 市は、国の要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って県内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。
- ④ 市は、国からの要請を受けて、資材の供給の滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行う。

#### 3-2 接種体制

- ① 市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。
- ② 国は、新型インフルエンザ等の流行株が変異した場合に、追加接種の必要がないか速やかに抗原性の評価等を行い検討することとしており、市は、追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるよう、国や県、医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。

### 3-2-1 特定接種

市は、特定接種を実施することを国が決定した<sup>47</sup>場合において、国と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

### 3-2-2 住民接種

#### 3-2-2-1 予防接種の準備

市は、国における住民への接種順位の決定を踏まえ、国と連携して、予防接種<sup>48</sup>の準備を行う。

#### 3-2-2-2 予防接種体制の構築

- ① 市は、国からの要請に応じて、全市民が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
- ② 市は、円滑な接種実施に向けて、接種体制を強化する必要がある場合、関係団体等と連携して接種に携わる医療従事者を確保するための対策を実施し、接種体制を強化する。

#### 3-2-2-3 接種に関する情報提供・共有

市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。また、市民に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

#### 3-2-2-4 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、介護保険担当部署等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

---

<sup>47</sup> 特措法第28条

<sup>48</sup> 予防接種法第6条第3項

### 3-2-2-5 接種記録の管理

市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、国が準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

## 3-3 副反応疑い報告等

### 3-3-1 ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供

市は、国が収集したワクチンの安全性について、医療機関等から報告される予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報とともに、最新の科学的知見や海外の動向等の情報をもとに市民等への適切な情報提供・共有を行う。

### 3-3-2 健康被害に対する速やかな救済

市は、国及び県と連携し、予防接種の実施により健康被害が生じたおそれがある者について、速やかに救済を受けられるように、制度の周知を行う。

## 3-4 情報提供・共有

- ① 市は、国及び県と連携し、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンへの理解促進、差別等の防止に関する啓発を行うとともに、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こり得る副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者<sup>49</sup>、接種頻度、副反応疑い報告、健康被害救済制度等予防接種に係る市民にとって必要な情報を積極的に発信する。
- ② 市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。

---

<sup>49</sup> 医学的理由等による未接種者等がいることについて留意が必要である。

## 第5章 保健

### 第1節 準備期

#### 【目的】

市及び県は、感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を収集する体制を平時から構築する。また、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を行うことにより、有事にその機能を果たすことができるようにする。

また、収集・分析した感染症に係る情報を関係者や市民と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有の基盤づくりを行う。

#### 1-1 人材の確保・育成

- ① 市は、平時から感染症対応が可能な人材の確保のため、保健師や看護師等の専門職の計画的な確保や国や県等が実施する研修等に積極的に参加する。

#### 1-2 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 市は、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、国から提供された情報や媒体を活用しながら、地域の実情に応じた方法で、市民に対して情報提供・共有を行う。また、市民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の市民等への情報提供・共有体制を構築できるようにする。
- ② 市は、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である市民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、市民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等を整理する。

- ③ 感染症は誰でも感染する可能性があるもので、患者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者等が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について、市民に向けて啓発する<sup>50</sup>。
- ④ 市は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。

---

<sup>50</sup> 特措法第13条第2項

## 第2節 初動期

### 【目的】

初動期は市民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要であるため、国や県が新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。

また、市民等に対しても、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の市内の発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

#### 2-1 有事体制への移行準備

市は、国及び県の対応状況等を踏まえ、感染症有事体制への移行の準備を進める。

#### 2-2 市民等への情報提供・共有の開始

市は、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民への周知、Q & Aの公表、市民向けの相談窓口等の設置等を通じて、市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。

### 第3節 対応期

#### 【目的】

新型インフルエンザ等の発生時に、収集・分析した感染症に係る情報を関係者や市民と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成する。その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

また、県の要請に応じて、新型インフルエンザ等の患者等やその濃厚接触者に対する健康観察への協力や必要なサービスの提供、物品の支給等に協力し、市民の健康や生活を支援するよう努める。

#### 3-1 有事体制への移行

- ① 市は、感染状況に応じ、感染症有事体制を構成する人員の参集、必要な物資・資材等の調達等行う。
- ② 新型インフルエンザ等の発生時には、県が、情報集約、地方公共団体間の調整、業務の一元化等を行うため、市はこれに協力する。
- ③ 市は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する市民の理解の促進を図るために必要な情報を県等と共有する<sup>51</sup>。

#### 3-2 健康観察及び生活支援

- ① 市は、県からの要請に応じて、新型インフルエンザ等の患者等やその濃厚接触者に対して県が実施する健康観察に協力する。
- ② 市は、県からの要請に応じて、当該患者や濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等や当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

---

<sup>51</sup> 感染症法第16条第2項及び第3項

3-3 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 市は、感染が拡大する時期にあっては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、市民等の理解を深めるため、市民に対し、わかりやすく情報提供・共有を行う。
- ② 市は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。

## 第6章 物資

### 第1節 準備期

#### 【目的】

感染症対策物資等は、有事に、まん延防止やワクチン接種等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、国、県及び市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等<sup>52</sup>の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

#### 1-1 感染症対策物資等の備蓄等

- ① 市は、市行動計画又は市業務継続計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する<sup>53</sup>。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる<sup>54</sup>。

- ② 消防機関は、国及び県と連携し、最初に患者等に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

---

<sup>52</sup> 備蓄等に当たっては使用推奨期限等に留意すること。

<sup>53</sup> 特措法第10条

<sup>54</sup> 特措法第11条

## 第2節 対応期

### 【目的】

感染症対策物資等の不足により、まん延防止やワクチン接種等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。市は、国や県等と連携し、感染症対策物資等の需給状況の確認等を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

#### 2-1 備蓄物資等の供給に関する相互協力

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、国や県、他市町等の関係機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

## 第7章 市民生活及び地域経済の安定の確保

### 第1節 準備期

#### 【目的】

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定地方公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び社会経済活動の安定に寄与するため、業務継続計画の策定等の必要な準備を行う。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

#### 1-1 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

#### 1-2 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続きや支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。

その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

#### 1-3 新型インフルエンザ等の発生時の事業継続に向けた準備

##### 1-3-1 事業所等における業務継続計画の策定

市は、登録事業者等が、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び社会経済活動の安定に寄与するため、業務継続計画の策定等の必要な準備を行うよう周知する。

### 1-3-2 柔軟な勤務形態等の導入準備の勧奨

市は、国や県と連携して、事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生時に、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤等の人と人との接触機会を低減できる取組が勧奨される可能性のあることを周知し、そのような場合に備えた準備を検討するよう勧奨する。なお、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合は、保護者である従業員への配慮が必要となる可能性があることにも留意する。

### 1-4 物資及び資材の備蓄<sup>55</sup>

- ① 市は、市行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する<sup>56</sup>。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資機材の備蓄と相互に兼ねることができる<sup>57</sup>。
- ② 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

### 1-5 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。

### 1-6 火葬体制の構築

市は、県の火葬体制を踏まえ、市内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行う。その際には関係機関との調整を行う。

---

<sup>55</sup> ワクチンや感染症対策物資等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照

<sup>56</sup> 特措法第10条

<sup>57</sup> 特措法第11条

## 第2節 初動期

### 【目的】

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のための感染対策等に必要となる可能性のある対策の準備等と呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に努める。

#### 2-1 生活関連物資等の安定供給に関する市民等への呼び掛け

市は、国及び県と連携して、市民等に対し、生活関連物資（食料品や生活必需品その他の市民生活との関連性が高い物資又は地域経済上重要な物資をいう。以下同じ。）の購入に当たっての消費者としての適切な行動と呼び掛ける。

#### 2-2 法令等の弾力的な運用

市は、国から示された市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための法令等の弾力的な運用について、必要に応じ周知を行う。また、その他必要な対策を速やかに検討する。

#### 2-3 遺体の火葬・安置

市は、県を通じた国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、県の協力を得て、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。あわせて、遺体の保存作業に必要となる人員等の確保についても準備を進めるものとする。

### 第3節 対応期

#### 【目的】

市は、国及び県と連携し、準備期での対応を基に、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。指定地方公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に努める。

#### 3-1 市民生活の安定の確保を対象とした対応

##### 3-1-1 生活関連物資等の安定供給に関する市民等および事業者への呼び掛け

市は、国や県と連携して、市民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占めおよび売惜しみを生じさせないよう要請する。

##### 3-1-2 心身への影響に関する施策

市は、国や県と連携し、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

##### 3-1-3 生活支援を要する者への支援

市は、国の要請を踏まえ、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

### 3-1-4 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限<sup>58</sup>やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

### 3-1-5 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市は、国及び県と連携し、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な共有を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 市は、国及び県と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報提供に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 市は、国及び県と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、それぞれの行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- ④ 市は、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資もしくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、物価統制令（昭和21年勅令第118号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる<sup>59</sup>。

### 3-1-6 埋葬・火葬の特例等

- ① 市は、県を通じた国からの要請を受けて、火葬場において可能な限り火葬炉を稼働させる。

---

<sup>58</sup> 特措法第45条第2項

<sup>59</sup> 特措法第59条

- ② 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う
- ③ 市は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町に対して広域火葬の応援・協力をを行う。
- ④ 市は、県を通じた国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、県の協力を得て一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。併せて市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- ⑤ 臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から他の火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。
- ⑥ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においては、いずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられているため、市は当該特例に基づき埋火葬に係る手続きを行う。

### 3-2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

#### 3-2-1 事業者に対する支援

市は、県と連携し、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる<sup>60</sup>。

---

<sup>60</sup> 特措法第63条の2第1項

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組  
第7章 市民生活及び地域経済の安定の確保（対応期）

3-2-2 市民生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

3-3 市民生活及び社会経済活動の両方の安定の確保を対象とした対応

3-3-1 法令等の弾力的な運用

市は、県と連携し国から示された市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための法令等の弾力的な運用について、必要に応じて周知を行う。また、その他インフルエンザ等の発生により、法令等への対応が困難となった制度につき、必要な対応策を速やかに検討し、所要の措置を講ずる。

3-3-2 市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援

市は、国及び県と連携し、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた市民生活及び社会経済活動への影響に対し、必要に応じた支援を行う。なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤が脆弱な者等が特に大きな影響を受けることに留意する。

発生段階別の主な対応一覧

内容	準備期	初動期	対応期		国内発生	
	発生前の段階	海外発生	封じ込めを念頭に 対応する 時期	病原体の 性状等に 応じて対 応する時 期	ワクチン や治療薬 等により 対応力が 高まる時 期	特措法に よらない 対策に移 行する時 期
<b>1 実施体制</b>						
平時からの情報共有や訓練の実施	●					
国や県、関係機関との連携体制の構築	●					
市警戒体制会議の設置		●				
市対策本部の設置			●	●	●	●
必要な人員体制の強化、対策実施に必要な予算の確保			●	●	●	●
<b>2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション</b>						
情報提供・共有体制の整備	●					
偏見・差別等に関する啓発、偽・誤情報に関する注意喚起	●					
迅速かつ一体的な情報提供・共有		●	●	●	●	●
双方向コミュニケーションの実施		●	●	●	●	●
相談窓口の設置		●	●	●	●	●
偏見・差別等や偽・誤情報への対応		●	●	●	●	●
県との感染状況等の情報提供・共有		●	●	●	●	●
<b>3 まん延防止</b>						
基本的な感染対策の普及啓発、要請	●	●	●	●	●	●
まん延防止対策の準備		●				
感染症危機の状況に応じた対策の切り替え		●	●	●	●	●
<b>4 ワクチン</b>						
接種体制の整理や訓練の実施	●					
接種記録等の整備	●					
接種体制の準備、構築		●				
接種開始			●	●	●	
健康被害救済制度の周知、副反応情報等の収集、提供			●	●	●	●
<b>5 保健</b>						
人材の確保、育成	●					
迅速かつ一体的な情報提供・共有（再）		●	●	●	●	●
相談対応強化			●	●	●	
県が実施する自宅療養者の健康観察や生活支援への協力			●	●	●	
<b>6 物資</b>						
感染症対策物資等の備蓄、定期的な確認	●					
<b>7 市民生活・地域経済</b>						
事業継続に向けた準備（BCP計画策定等）	●					
市民や事業者への感染対策物資や生活必需品等の備蓄の啓発	●					
適切な生活関連物資等の購入の呼びかけ		●	●	●	●	
火葬体制の調整、遺体の一時安置施設等の確保		●	●	●	●	
市民生活の安定の確保			●	●	●	●
社会経済活動の安定の確保			●	●	●	●

用語	内容
医療計画	医療法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づき県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。
医療措置協定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する県と当該知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
患者等	患者及び感染したおそれのある者。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに市民生活及び地域経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症指定医療機関	政府行動計画においては、感染症法第 6 条第 12 項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（薬機法第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（同条第 4 項に規定する医療機器）、个人防护具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要な不可欠であると認められる物資及び資材。
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こす A 型又は A 型のような毎年の抗原変異が起こらない B 型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。
基本的対処方針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。

業務継続計画 (BCP)	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により市民生活及び地域経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認められるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第 2 条 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
検査等措置協定	感染症法第 36 条の 6 第 1 項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。
国立健康危機管理研究機構 (JIHS)	国立健康危機管理研究機構法に基づき、内閣感染症危機管理統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、2025 年 4 月に設立された国立健康危機管理研究機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。

個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
指定地方公共機関	特措法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関及び同条第 8 号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
住民接種	特措法第 31 条の 6 第 1 項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生活及び健康に著しく重大な被害を与え、市民生活及び地域経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症（感染症法第 14 条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。本行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表	感染症法第 44 条の 2 第 1 項、第 44 条の 7 第 1 項又は第 44 条の 10 第 1 項の規定に基づき、厚生労働大臣が感染症法第 16 条第 1 項に定める情報等を公表すること。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により市民生活及び地域経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。

用語集

双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
登録事業者	特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第 2 条第 2 号の 2 に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 1 条に規定するもの。
特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
パンデミックワクチン	流行した新型インフルエンザ等による発症・重症化を予防するために開発・製造されるワクチン。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
プレパンデミックワクチン	将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン。新型インフルエンザのパンデミックワクチンについては、新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン。

まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、市民生活及び地域経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第10条に規定する県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関係者の相互作用等を重視した概念。
臨床像	潜伏期間、感染経路、感染性のある期間、症状、合併症等の総称。
連携協議会	感染症法第10条の2に規定する主に県と保健所設置市・特別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、県が設置する組織。